

奥州市まちなか交流館指定管理者募集要項等の内容に関する質問及び回答

◆奥州市まちなか交流館指定管理者募集要項 9 (3)に基づき、質問受付期間中に受理した質問に対する回答を公表します。

No.	資料名・頁	項目名・質問内容	回 答
1	☒ 募集要項 ☐ 仕様書 ☐ その他 ()	5 頁 「4 指定期間」について 今回から指定期間が3年になった理由を教えてください。	現在、市が令和5年10月に取得し活用検討を進めている「メイプル東館」について、活用の在り方を検討している段階です。 その状況によっては、西館の施設としての在り方について、検討する可能性があることから、暫定的に3年間の指定管理期間とし、公募を行うものです。
	☐ 募集要項 ☐ 仕様書 ☐ その他 ()	頁	
	☐ 募集要項 ☐ 仕様書 ☐ その他 ()	頁	
	☐ 募集要項 ☐ 仕様書 ☐ その他 ()	頁	
	☐ 募集要項 ☐ 仕様書 ☐ その他 ()	頁	
	☐ 募集要項 ☐ 仕様書 ☐ その他 ()	頁	

問い合わせ先

奥州市商工観光部商工労政課

電話番号：0197-34-2331

E-mail：shoukou@city.oshu.iwate.jp